

6.5 水質（地下水の水質を除く）

6.5.1 現況調査

(1) 水質の状況

準対象事業実施区域及びその周辺の水質の状況は「第3章 3.1 自然的状況 3.1.2 水環境の状況」に示すとおりである。

(2) 気象の状況

準対象事業実施区域及びその周辺の気象状況は「第3章 3.1 自然的状況 3.1.1 大気環境の状況」に示すとおりである。

(3) 水象の状況

準対象事業実施区域及びその周囲における水象の状況は「第3章 3.1 自然的状況 3.1.2 水環境の状況」に示すとおりである。

6.5.2 予測及び評価の結果

(1) 土地の造成に伴う濁り（浮遊物質量）

(a) 予測内容

土地の造成に伴う濁水の発生による影響について予測した。

予測項目は表 6.5.2-1 に示すとおりである。

表 6.5.2-1 土地の造成に伴う水質の予測項目

影響要因	予測事項	予測項目
工事の実施	土地の造成に伴う 濁水の発生による影響	水の濁り (浮遊物質量)

(b) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中において降雨時の濁水の発生が最大となる改変区域全体が裸地となる時期とした。

(c) 予測地域

予測地域・地点は濁水が影響を及ぼすと考えられる準対象事業実施区域の下流河川とした。

(d) 予測方法

工事中の掘削、盛土等の土工に伴う水質への影響について、濁水（SS）による公共用水域への影響を定性的に予測した。

(e) 予測結果

① 予測条件

濁水の発生源としては、以下の工事が想定される。

- ・準備工事（伐採工）

- ・防災工事（調整池工）
- ・造成工事（切土工、盛土工、法面工）
- ・構造物工事（排水工）
- ・その他工事

② 予測結果

濁水対策として、土地の造成に伴う裸地を極力少なくするとともに、「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」（三重県、平成 30 年）に基づき、造成工事着手前に調整池を設置し、雨水及び土砂の貯留能力を確保したうえで工事を行うことで、洪水対策と合わせて濁水対策として活用する。また、必要に応じて仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置するなどの濁水対策を講じる。

これらの濁水対策を実施することにより、濁水（浮遊物質量：SS）の発生は抑制することができると予測する。

以上のことから、土地の造成に伴って発生する濁水が下流河川に及ぼす影響は小さいと予測する。

(f) 環境保全措置

① 環境保全措置の検討結果

土地の造成に伴う濁水による影響については、濁水対策を実施することにより濁水（SS）の発生を抑制することが可能であると予測する。さらに、下流河川への影響を低減化するため、表 6.5.2-2 に示すとおり、環境保全措置とその効果について検討した。

表 6.5.2-2 環境保全措置の検討結果

対象項目	環境保全措置	効果
濁り（浮遊物質量）	・ 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事着手前に調整池を設置し、雨水及び土砂の貯留能力を確保したうえで工事を行う。また、必要に応じて仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置する。 ・ 濁水については調整池等により土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を放流する。 ・ 裸地からの土砂流出を極力少なくするために、造成後は速やかに緑化（種子吹付等）を実施する。 ・ 工事中及び工事後は、調整池の洪水・濁水対策機能維持のため、定期点検を行うとともに、状況に応じて堆積土砂の除去を行う。	・ 発生する濁度を低減 ・ 濁水の発生に伴う浮遊物質（SS）の発生を最小限に抑制 ・ 土粒子の流出を防止 ・ 流入先河川への負荷を低減

② 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.5.2-3 に示すとおりである。

表 6.5.2-3 環境保全措置の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象	濁り（浮遊物質）
環境保全措置	・調整池等濁水対策施設の設置 ・造成後の速やかな緑化 ・調整池の定期的な維持管理
実施期間	宅地その他の用地造成事業の工事期間中
実施主体	事業者
実施方法	・工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事着手前に調整池を設置し、雨水及び土砂の貯留能力を確保したうえで工事を行う。また、必要に応じて仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置する。 ・濁水については調整池等により土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を放流する。 ・裸地からの土砂流出を極力少なくするために、造成後は速やかに緑化（種子吹付等）を実施する。 ・工事中及び工事後は、調整池の洪水・濁水対策機能維持のため、定期点検を行うとともに、状況に応じて堆積土砂の除去を行う。
実施範囲	準対象事業実施区域
環境保全措置の効果	・発生する濁度を低減 ・濁水の発生に伴う浮遊物質（SS）の発生を最小限に抑制 ・土粒子の流出を防止 ・流入先河川への負荷を低減
環境保全措置を講じた後の環境の状況	環境保全措置を実施することにより、影響は最小限に抑えられる。
効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、実施に関する不確実性は低い。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	特になし。

(g) 評価

① 環境影響の回避・低減

土地の造成に伴う濁水による影響については、表 6.5.2-3 に示した環境保全対策を実施することにより、準対象事業実施区周辺への濁水の影響のさらなる低減に努めることから、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避・低減されていると評価する。